

介護保険特別会計における支払月の期ずれについて

■ 当該年度予算で支出した支払月 ■ 国庫負担金が対象とする支払月

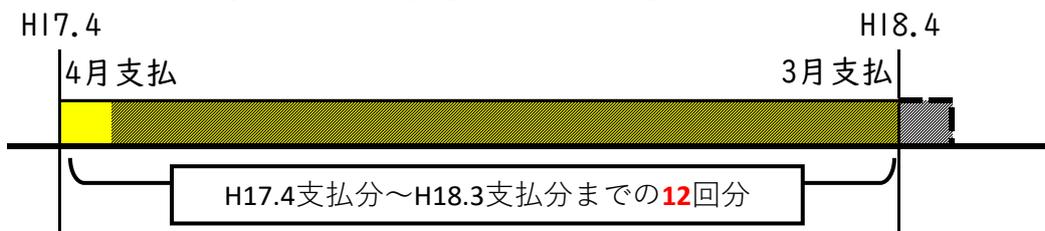
- (1) 「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」及び「介護給付費負担金の適切な算定について」により、**5月支払分～4月支払分**が当該年度予算の支出対象。平成15年度までは、上記の期間を当該年度予算で支出。
(例：平成15年度)



- (2) 平成16年度予算では、5月支払分～3月支払分の**11回分のみ支出**。
(平成16年度)



- (3) 以降、当該年度予算で支出する支払月が**4月支払分～3月支払分**となった。**国庫負担金が対象とする支払月と当該年度予算で支出する支払月にずれ**。
(平成17年度以降、下図参考平成17年度)



- (4) 当該年度予算で支出する支払月を国庫負担金が対象とする5月支払分～4月支払分に修正。平成16年度予算で支出を怠った1回分を補填する。令和7年4月支払分の1回分の保険給付費を増額補正して、令和6年度予算で支出。
(令和6年度)

